

総社市難聴高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱を次のとおり定める。

令和6年9月27日

総社市長 片岡 聡 一

総社市難聴高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴高齢者に対して、補聴器購入費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、もって高齢者福祉の推進に寄与するために実施する、総社市難聴高齢者補聴器購入費助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 総社市難聴高齢者補聴器購入費助成金(以下「助成金」という。)の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす65歳以上の者とする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が提供する補聴器適合に関する診療情報提供書(以下「診療情報提供書」という。)における両耳の聴力レベルが、平均して40デシベル以上70デシベル未満であること。
- (3) 世帯に交付申請を行う日の属する年度分(当該年度分の市町村民税が確定していない場合は、前年度分)の市町村民税が課されている者がいないこと。
- (4) 世帯に市税の滞納者がいないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、補聴器の購入に係る費用(公益財団法人テクノエイド協会が認定する補聴器販売店又は同法人が認定する認定補聴器技能者(以下「認定補聴器技能者」という。)が調整した補聴器に限り、付属品及びフィッティングに要する費用を含む。)とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の全額とし、5万円を上限とする。

2 助成金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 助成を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、補聴器を購入する前に、助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 診療情報提供書の写し
- (2) 見積書
- (3) 認定補聴器技能者カードの写し(認定補聴器技能者が補聴器の調整を行う場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、助成金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補聴器の購入後、助成金請求書に領収書又は契約書等の請求額を証する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。